

2014.03.07：平成26年第1回定例会（第3日） 本文
（74発言中2件ヒット）

閉じる

▼最初の箇所へ(全 4 箇所)

○松崎いたる議員 ただいまより、日本共産党板橋区議団の代表質問を行います。

まず、国際平和への貢献についてです。今、「日本外交がゆきづまり、国際的に孤立しつつある」との指摘、懸念が広がりつつあります。特に中国、韓国など、近隣諸国との関係が心配されています。その要因には、竹島、尖閣諸島をめぐる領土問題に加え、安倍首相の靖国神社参拝や、公の人物から、戦時中の従軍慰安婦強制の事実を否定する発言が相次ぐなどの歴史認識問題があります。

しかし一方で、この板橋区には多くの中国、韓国をはじめ外国籍の区民が日本人区民とともに生活しており、民間レベル、市民レベルでの海外交流も依然として活発な状況です。

私たちは、こうした市民レベルでの交流にこそ、政府間交渉の行き詰まりを打開し、領土問題、歴史問題など、国同士で対立しているかのような問題でも、対話と協働による解決の糸口があるのではないかと考えています。

だからこそ、最近、市民レベルにまで障がいを持ち込むような動きが生まれていることを軽視することはできません。それは、いわゆる「ヘイトスピーチ」と呼ばれる排外主義の公然化です。

そこで、区長に伺います。人種偏見、排外主義をあおり、人権を踏みにじるヘイトスピーチに反対する区長のメッセージを発してほしいと思うのですが、いかがですか。そして、中国、韓国との外交的緊張がある今、地方自治による平和の力を発揮してほしいと思います。

日中友好、日韓友好をテーマにした住民対話集会などを開催し、外国籍区民との交流事業を一層促進してほしいと思いますが、区長の所見をお答えください。

次に、教育行政の政治からの中立の堅持を求めるものです。政府・与党である自民党は、現在の制度を変質させる教育委員会制度改革案を示していますが、この「改革」案は、首長に教育行政全体についての「大綱的な方針」を定める権限を与えるとともに、これまで教育委員会の権限とされてきた公立学校の設置・廃止、教職員定数、教職員の人員・懲戒の方針など、教育行政の中心的内容を首長に与えるとしています。これでは教育委員会は、首長の下請機関となり、首長がその気になれば、どこまでも政治介入できるということになってしまいます。この改革案に多くの国民が「政治的な意見に教育が左右されないか」、不安を感じています。

戦前、学校教育は当時の政府の支配のもとに、学問の自由が奪われ、ひたすら国策に従う人づくりとして教育が行われ、学校は軍事教練などの兵士づくり、軍需工場への生徒の動員など戦争遂行の手段になったことへの反省を決して忘れてはなりません。戦後、現行憲法のもとで確立した現在の教育制度は、「政治からの独立」「政治的中立」を大原則としてきましたが、この原則はこうした歴史の中での痛切な教訓の中に根差したものであり、決して侵してはならないものです。

この現行の教育委員会制度の発足の意義、政治的中立の確保という原則についての区長の認識を伺います。また、今後とも「教育の政治からの中立」を堅持し、教育内容に介入しないことに対しての区長の決意・認識を伺います。

次に、坂本区長が掲げる「いたばし未来創造プラン」についてです。この名前だけは素晴らしいプランは、実際には福祉をはじめとしたあらゆる区民サービスを「廃止・縮小」の俎上に載せ、学校などの公共施設も統廃合を進めるというものであり、同時に無料サービスの有料化、使用料・利用料の値上げなどで区民負担の大幅増を狙うものです。区民にとっては、名前とは真逆の「未来破壊プラン」というべきものです。

このプランは、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計をもとに、「人口減少」は避けられないという前提に立っていますが、人口減少は決して自然現象ではなく、人間の努力によって社会の未来は変えられるということを忘れてしまっています。たとえ「人口減少社会」が全国的な現象であったとしても、それに伴う全国的な人口移動の中で東京への人口集中も予測されます。プランが根拠とする国立人口研の推計でも、隣の練馬区などでは今後も人口増が続くとされています。

板橋区においても来年度、志村第四小学校が急激な人口流入に対応するため、大規模な校舎の増築が必要な事態になっています。人口減を絶対的なものとするのではなく、今後も人口増に対応できるまちづくり、人口を増やす行政努力を進めるべきではありませんか。区長の見解をお聞

かせください。

「住みたくなる板橋」を実現するには、行政の質や量を削減するのではなく、これまで長い歴史の中で区民が積み上げてきた制度や施設といった行政資源を、未来へのポテンシャルとして活用、維持していくべきです。稼働年齢層の人口を増やすといいますが、「そこだけ」という都合のよい策は通用しません。全体への奉仕という行政の原点に戻り、赤ちゃんからお年寄りまで全ての世代へのサービスを充実させてこそ、板橋の未来への可能性が広がります。

高齢期をどう過ごすかは若者の未来の問題であり、全ての世代の問題です。現役世代対高齢者といった世代間対立をあおることは誤りです。しかし、プランは「受益者負担」や「負担の公平化」などと称して、高齢者施設の利用者負担増や施設数削減を進めようとしています。これがどんな結果を招くか、区長は考えたことがあるのでしょうか。高齢者施設は充実こそすべきです。ふれあい館を有料化し、いこいの家の施設数を減少させることによって、高齢者が通える場所が少なくなることは、高齢者の社会参加、生きがいの創造、健康維持、介護予防など、あらゆる面から「後退」につながるのではありませんか。区長の認識をお聞かせください。あわせて、ふれあい館の有料化の中止、いこいの家の施設数維持を求めるものですが、いかがですか。

子育て支援策も重要であり、ここに力を入れなければ「住みたくなる板橋」も人口増も実現できません。しかし、ここでも区民ニーズと行政がマッチしておらず、毎年、保育所不足、多くの待機児が発生する問題が続いています。問題の原因も突きとめず、「身の丈にあった」サービスなどといって予算削減を行えば、ますます矛盾は広がるばかりです。なぜ、認可保育所の待機児が増えるという問題が続くのか、その原因についての区長の認識を伺います。また、人口を増やすためにも認可保育所の増設が必要ではありませんか。お答えください。

プランはまた、地域にある集会所まで削減の対象に挙げています。これも、板橋の未来を危うくするものだと指摘しておきます。集会所は、住民が自ら地域の問題を考え話し合う場として、また住民同士の交流の場として住民自治にとって欠かせない施設です。そして同時に、災害時においても、さまざまな用途での地域拠点として活用でき、防災上も重要だと考えます。集会所の役割についての区長の認識はいかがですか。また、集会所は使いたいとき、必要なときに空いていることも重要であり、利用頻度だけで充足度ははかれるものではありません。集会所の施設数削減はやめるべきだと思いますが、いかがですか。お答えください。

住みたくなる板橋区のためには、生活と密着した交通網の利便性の向上も重要です。これが「未来創造プラン」によって停滞・後退することはあってはなりません。コミュニティバスを実験段階から、本格的な交通網に発展させることが待たれています。

大谷口北町、東新町、桜川地域が次期検討地域に挙がっていますが、住民からは、小竹向原駅から地域内の病院・医療機関を経由し、区役所に至るバス路線の提案も行われています。コミュニティバスの新規路線の具体的な設定案を示し、その早期実現を求めるものですが、区長の決意をお聞かせください。

鉄道・地下鉄は基本的な交通手段であり、今後の高齢者の社会参加の促進・障がい者に優しいまちの実現のためにも、さらなるバリアフリー化が求められています。現在は、1つの駅に1つのエレベーターの設置がほぼ完了していますが、残された駅への設置を急ぐとともに、各駅に2ルート目のエレベーターを設置することが課題になっています。直接、区の事業ではありませんが、それだからこそ区長の突破力が試される課題です。区内の各駅のバリアフリーを促進するため、2ルート目のエレベーターを設置できるように、各鉄道会社と協議、要請をしていただきたいが、いかがですか。そして、その進捗状況を定期的に区民に報告してほしいと思いますが、いかがですか。

次は、区役所南館をはじめとする庁舎の配置計画についてです。新南館の建設は、工事が進むほどに、区長の無謀な計画の破綻が明らかになっています。本庁舎に帰るはずだった産業経済部は、情報処理センターに残ることになりました。南館の工事中だけ借りるはずだった賃貸のMSビルも、板橋福祉事務所の行き場が決まらず、今後さらに3年間、賃借契約を延長することになりましたが、その賃料は平米単価にして何と1.5倍にもはね上がります。

南館本体工事の契約金額も1億2,000万円も追加で増額されることになりました。南館の改築計画と、それに付属する庁舎計画のために、総額90億円の税金が必要になることが判明しています。

我が党は、南館建設を強行すれば、区民生活への悪影響は避けられないと、これまでも繰り返し指摘してきましたが、そのたびに区長は、「区民サービスを提供する一般財源への影響はない」などと強弁してきました。

しかし、今日、当初の予定金額を上回り、賃貸ビルの契約延長など予定外の出費も必要な事態です。これでは南館は「区民生活に影響しない」という区長の約束が果たされていないのではあ

りませんか。どう責任をお取りになるのか、明確にお答えください。

板橋福祉事務所はMSビルに残ることになりましたが、ここでは既に狭すぎる状態です。しかも、今後、増大する需要から考えれば、さらに広いスペースが必要で、本来なら本庁舎内に入れるべきでした。MSビルでは賃料が1.5倍に値上げされる根拠として、福祉事務所のイメージをほかの賃借人が敬遠することが挙げられていることも企画総務委員会で報告されています。板橋福祉事務所の配置を今からでも再検討すべきではありませんか。お答えください。

また、福祉事務所の配置問題と関連して、旧保健所を解体し、そこに新しい庁舎ビルを新築する方向性が先日の企画総務委員会で突如として示されました。旧保健所については、これまで「南館完成後は建物を解体し、本庁舎来庁者用の平置き駐車場として活用する」と区長は説明してきましたが、それがどうして新庁舎建設に変わるのか、区民への説明も、区民参加での総合的な検討もなしに建設計画強行など許されません。旧保健所を今後どうするおつもりですか。新庁舎建設となれば、その費用総額を区民にきちんと示した上で区民に判断を委ねるべきではありませんか。お答えください。

次に、板橋区の災害対策に関してお聞きします。

3.11東日本大震災からまもなく3周年を迎えます。この震災での被害や、実際の経験に基づき、区では多くの災害対策の充実に取り組んできましたが、それらは、例えば防災備蓄倉庫の充実であったり、帰宅困難者対策の確立であったり、消防資器材の更新・充実といった災害発生後の対応が中心となっています。もちろん、こうした発災後の対策は極めて重要であり、今後も不断に充実に努めなければならない課題です。

しかし、これだけでは大地震に備えていることにはなりません。今後、想定されている首都圏直下地震などで被害を最小限に食いとめるためにも、事前の災害予防対策を今こそ進めておくべきです。事前の災害対策として一番重要なことは、区民生活の拠点である一般住宅の耐震化を今よりもスピードアップして抜本的に促進することです。

その点で、このたび住宅耐震化工事助成の助成限度額100万円にまで引き上げられたことは前進です。しかし、助成割合は依然として2分の1に据え置かれたままです。住宅耐震化から取り残されている住宅には、年金暮らしのお年寄り世帯など経済的に弱い立場の区民が住んでいることが多く、費用負担の問題を解決することが大きな課題です。「助成率を引き上げることは個人資産の形成になる」などとして、区は消極的な姿勢を示していますが、まちの中に1軒でも地震による倒壊家屋が発生し、そこから火災が広がれば、周辺のまち全体が危険にさらされることを考えれば、そうした家屋の耐震化は公共性のある事業だと考えるべきです。住宅耐震化を抜本的に促進するために、条件によっては全額助成も可能になるように補助率を大幅にアップすることを提案するものですが、いかがですか。

もちろん、こうした事前の震災予防対策には財源が必要ですが、区には既に多くの財源が確保されています。

1つは、18億円にまで積み上げられている災害対策基金です。この基金は条例によって「災害による被害者の救護または復旧等の臨時的経費に充てる」と定められているため、現状では事前の予防対策に充てることはできませんが、23区でも半数近い区で事前対策に活用できるよう条例改正されています。板橋区においても、災害対策基金を予防に活用できるよう条例改正をすべきではありませんか。見解をお聞きします。

もう1つは、今年から課税されるいわゆる「復興税」です。この税は、全ての課税世帯に対し、所得に関わりなく、均等に区税500円、都税500円が課税され、板橋区には今後10年間で約12億円が歳入として入ってきます。我が党は、多くの国民とともに被災地の住民にも重い負担となり、使い道も不明確なこの復興増税に反対してきました。しかし、その反対を押し切って強行した以上は、その名のとおり、東北3県の復興や、せめて新たな被災地を生まないための防災対策にのみ活用すべきです。この復興増税の目的や考え方及び板橋区における活用はどうするおつもりですか。具体的にお示しください。

災害対策に関して、区内公園のあり方についてもお聞きします。

現在、区では、公園の再編について検討していると聞いていますが、今ある公園を災害時に役立つ公園として改修し、災害時のためにもトイレの改修・増設を進めるべきではありませんか。お答えください。

次に、来月からの消費税増税とその景気への影響について伺います。

消費税は所得が少ない人ほど負担の割合が重くなる逆進性からも、収益ではなく消費にかけるという生活直撃の税である点からも、最悪の大衆課税であり、8%への増税など絶対に許されるものではありません。

我が党は、改めて消費税増税反対を表明するとともに、今後の10%増税など絶対に阻止する

ため全力を尽くす決意です。

区長に伺いますが、4月からの8%への増税が実施された場合、区民への暮らしの影響や区内の中小企業の営業への影響をどう予測していますか。お考えをお示してください。

また、増税が実施された場合、実際の影響を把握することは区民の暮らしを守る区政を実現する上で必要だと考えますが、5月あるいは6月の時期、消費増税の影響についてアンケートなど区民調査を行うべきではありませんか。お答えください。

さらに、消費税増税の区財政への影響はどうなるのか、法人住民税の一部国税化とあわせてお聞きします。はっきりと区民に示してほしいと思います。

また、地方財源を国税化されるのに、手をこまねいて見ているだけでよいものでしょうか。今後、国への働きかけはどのようにされるのか、区長の見解をお聞かせください。

次に、具体的な景気対策について伺います。

予算案では、増税後の景気対策として「消費喚起用商品券」を5億5,000万円分発行するとしています。これは現在、中断しているプレミアム付き区内商品券が名前を変えて復活したものだと考えたいところですが、区は、あくまで一度限りのものだとしています。しかし、増税は一時的なものでなく、今後もずっと重い税負担が消費に影響します。商店街や区民から根強い要望があり、効果が試され済みのプレミアム商品券の発行を恒常的な事業として復活すべきではありませんか。区長の英断を求めます。

区が直接行える景気対策に、公契約、公共事業に従事する労働者の待遇改善があります。労働単価の引き上げなどによって、その実施条件は整いつつあります。しかし、問題なのは、発注者である板橋区自身が働く人たちの賃金や待遇に無関心なことです。区が発注している南館建設工事などで、下請労働者などの実際の賃金がどのような水準にあるのか、また、労働単価引き上げに伴う賃上げは実態にあったのかなど、発注者として工事作業員の賃金調査を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

さらに、労働者の暮らしを守るため、特に下請けや孫請け事業者への適正な賃金を確保するため、下請けいじめや不払いをなくすためにも、公契約条例の制定を決断すべきと思いますが、区長の答弁を求めます。

最後に、区政の重大問題として、板橋区ホテル生態環境館に関する疑惑について、区長の見解をただすものです。

これまでホテル館では、ゲンジボタル、ヘイケボタル合わせておよそ2万匹のホテルが飼育され、夏の夜間特別公開では、一度に数千のホテルの成虫がおりなす光の乱舞を多くの区民が観賞するなど、区民に親しまれてきた施設でした。

しかし、板橋区が1月27日に行ったホテル生息調査では、実際に確認できたホテルの幼虫は2匹のみで、推定される全体の生息数も23匹と極めて少数であるとの調査結果が示されました。担当していた職員は、ホテル館担当の任を解かれ、異動を命じられ、業務を委託されていた事業者も「契約不履行」として区から契約を打ち切られています。

この調査結果が報告された2月19日の区民環境委員会では、「ホテルの成虫がほかから持ち込まれていた」という証言があったことも明らかにされました。これに対し、ホテル館の前担当職員は、マスコミの取材に対しては、「(ホテルの持ち込みは)あり得ぬ」と反論し、調査でホテルが発見できなかったのは「不適切な調査方法のためだ」と主張していますが、資源環境部に辞表を提出し、区側による聞き取り調査には応じていません。

区長は、さきの本会議で「驚いている」と答弁しましたが、驚いただけでは済まされない事態です。おおよそ2万匹と言われていたホテルが実際には数十匹であったという事態をどう説明するのが、まず問われています。

そこで伺いますが、ホテル生態環境館では、ホテルを実際には飼育していなかったのではありませんか。区長としての見解を明確にお答えください。

ホテル飼育の実態を解明する上で、前担当職員や受託事業者、ボランティアスタッフらの過去の行動の検証も必要になっています。前担当職員は、ボランティアとともに、全国のホテル再生事業、ホテル関連イベントに参加しています。「全国115か所でホテル再生を行い、失敗例はない」とみずから主張していますが、その一例がおとし2012年6月4日に、福島県いわき市で開催された「ふくしま復興ホテルプロジェクト」と称するイベントです。前担当職員は、ここでゲンジボタル300匹、ヘイケボタル400匹の幼虫を放流しています。当時、このイベントは主要全国新聞でも報道され、例えば朝日新聞では、「板橋のホテル福島に里帰り」と大きな見出しとともに紹介されています。この記事の中で前担当職員は、放流されたゲンジボタルは「福島県大熊町で採取した卵を23年間、累代飼育したものだ」と板橋区ホテル館で飼育しているホテルと全く同じ説明をしています。

しかし、このイベントには板橋区は後援も協力もしておらず、何ら関わっていません。だとすると、このホタルはどこから持ってきたものなのでしょうか。区に無断でホタル館から持ち出したとしたら、大問題です。それとも、ホタル館とは別のホタルの入手先、入手ルートがあるというのでしょうか。検証が必要です。

そこで改めて確認しますが、2012年6月にいわき市で開催されたホタル交流イベントに、板橋区がホタルの幼虫を提供した事実がありますか。お答えください。

前担当職員は、その著書やブログなどで、ホタル生態環境館では全国23か所のホタルを預かり、遺伝子が交雑しないように、飼育しているなどとしています。このいわき市で放流したヘイケボタルについては、今から23年前にいわき市で採取した卵を板橋のホタル館で累代飼育してきたものと著書の中で説明しています。この主張のとおりなら、ホタル館ではこれまで言われてきたとおりの栃木県旧栗山町由来のヘイケボタルといわき市由来のヘイケボタルという2種類が交雑しないように飼育されてきたこととなります。

このほか、2012年3月には、鎌倉の鶴岡八幡宮の神池にゲンジボタルの幼虫300匹をボランティアスタッフとともに放流していますが、このホタルも前担当職員が、鎌倉のホタルの卵を板橋のホタル館で預かり、育てた幼虫を放流したと地元紙で報道されています。

ホタルを飼育する水槽が6つしかない板橋区のホタル館で、遺伝子がそれぞれ違う23地域のゲンジボタル、2地域のヘイケボタルを同時に、交雑しないように飼育できるのでしょうか。前担当職員の説明は極めて疑問です。

区では、全国23か所の別々のホタルを飼育していたという説明を事実と認めているのですか。あのホタル館で本当にそんなことができるのかお答えください。

ホタル館に関する疑惑は、ホタル飼育に関することだけではありません。数々の営利行為や商品販売が、「板橋区ホタル生態環境館との共同開発」と広告され、「ホタル館館長」「ホタル博士」の肩書とともに前担当職員の名前を冠して行われています。

その中には、さきの補正予算総括質疑で示されたような「ナノ純銀が放射線をエネルギーに変える」などとしたナノ純銀簡易飲料ろ過セットなど、科学的根拠がでたらめな、いかがわしい商品も含まれています。また、全国各地でホタルの住む人工せせらぎがつけられる場合でも、前担当職員の名前がセールスに利用されています。

さらに、ホタル館では、ホタルとの共生関係があるからと区から飼育が許可されていたクロマルハナバチが、受粉用して農家に販売され、その広告チラシには「飼育・開発 板橋区ホタル生態環境館」と明記されています。こうした商品は、板橋区という自治体の信用を利用して売られています。それを信じて購入する人も少なくないはずで、板橋区ホタル館を看板、広告に使った商品や事業は、板橋区とは無関係であることを区の広報やホームページなどで区民に周知すべきではありませんか。

これからの営利行為には、ホタル館にボランティアスタッフとして出入りしている複数の人物が関与していることが考えられます。特にクロマルハナバチの販売については、区民環境委員会でも多額の金銭がボランティア名義の銀行口座に振り込まれていたと報告されています。ホタル館に出入りするボランティア、団体、営利企業との関係を、その名前も含めて明らかにしていただきたいが、いかがですか。

ホタル館にまつわる疑惑は、残念ながら、以上に尽きるわけではありません。板橋のホタルの光が映す影は、広く深い闇となっています。多くの区民がホタル館の存続とホタルとのふれあい、ホタルが飛び交うような板橋の環境の再生を望んでいます。その区民の期待や願いを裏切ることは許されません。区長のもとでの徹底調査を求めるとともに、区議会としても区民の期待に応えるため、疑惑の徹底究明をすることを訴え、日本共産党の代表質問を終わります。

◎休憩の宣告

○区長(坂本 健君) それでは、松崎いたる議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、ヘイトスピーチについてのご質問でございます。

我が国は、人種、皮膚の色、民族などの違いによるあらゆる差別をなくすために必要な措置が義務づけられております。「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准しております。本区におきましても、外国人のための生活情報を提供するなど、さまざまな多文化共生の取り組みを行っているところでございますけれども、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決まったこともございまして、外国人と接する機会は今後ますます増えることが考え

られます。「文化、国籍など、さまざまな差異を超えて友情、連帯感、フェアプレイの精神を持って、理解し合うことによって、平和でよりよい世界の実現に貢献する」といったオリンピックの精神に照らしてみても、開催国となった我が国においては、外国人と日本人がお互いを尊重しながら共生できる社会を築くために、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様な文化を受け入れていくことが大切であると考えています。

次は、外国籍区民との交流事業の一層の促進についてのご質問であります。

多文化共生まちづくりの推進を目指した事業のうち、区民と外国籍区民との交流事業につきましては、板橋区文化・国際交流財団が主体となって実施をしております。さまざまな交流事業を行うことによって、多様な価値観や異なる文化への理解を深めていくことは、国同士の平和を促進する上で大変重要なことと考えます。財団では、直ちに対話集会のような事業の実施は予定しておりませんが、今後もさまざまな交流事業を実施する中において、相互理解を深めることによって、国際平和の貢献につなげてまいりたいと考えています。

次は、教育行政の中立に関連をいたしまして、政治的中立性の確保についてのご質問であります。

教育委員会は、政治的中立性を担保することが求められております。特定の政治的影響や個人的価値判断に左右されないための制度であると考えております。

続いて、政治的中立性の堅持についてのご質問です。

今後とも法令を遵守し、教育委員会の政治的中立性を堅持していく考えであります。

次に、いたばし未来創造プランに関連をいたしまして、人口増加に対応できるまちづくりについてのご質問です。

都市部におきましては、社会増などの要因も加わるため、人口の減少傾向は全国平均に比べて緩やかではございますが、我が国の総人口が減少していく中において、板橋区でも社会増減を上回る自然増減の影響を被ることから、一定の人口減少は避けられないものと考えております。ご指摘のような特定の地域における局地的かつ急激な人口増に伴う行政需要の拡大が予想される場合につきましては、適切に対応していく必要があると考えます。しかしながら、今後も少子高齢化が進行する中において、必要な区民サービスを引き続き安定的に提供していくためには、いたばし未来創造プランに掲げる各施策に的確に取り組み、持続的な発展を可能とするまちづくりを進めていく必要があると考えています。

次は、高齢者施設の減少についてのご質問であります。

高齢人口の増加の中において、高齢者の社会参加や介護予防等に対応できる施設の必要性が高まっています。しかし、長期的には、人口減少社会が到来する中において、持続可能な成長を遂げるためには、改修・改築など、将来的にも財政負担となる施設につきましては、聖域なき見直しを図りながら資源の有効活用を進めていかなければならないとも考えます。社会状況の変化や区民ニーズの変化を的確に捉えて、単に廃止するだけではなく、ニーズの変化等に応じた新たな機能の付加や機能の変更を図りながら、計画的な施設整備に努めていく考えであります。

次に、有料化中止と施設数の維持についてのご質問であります。

ふれあい館につきましては、改装後の浴室やトレーニング室などで設備に見合う応分の負担を求めることは、一定の理解が得られると考えており、利用者の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと考えています。いこいの家につきましては、利用者数が伸び悩んでおりまして、特定の利用者が多いなど課題があることも事実であります。現在、費用対効果を踏まえながら適正配置や新たな機能付加などのあり方の検討を進めているところであります。

次は、認可保育所の待機児が増え続けている原因についてのご質問です。

家計所得の減少や経済状況の回復の兆しによる女性の雇用状況の変化、社会進出に対する意欲の高まりなど、女性を取り巻く生活環境が大きく変わる中において、認可保育所への入所希望が引き続き増えているため、待機児が引き続き増加をしているものと認識しております。また、認可保育所を希望する割合が高い状況にあるのは、認可保育園における保育士の有資格者の割合の高さや、これまで培ってまいりました信頼の蓄積などが、入所希望が増加をしている要因1つとも考えています。

続いて、認可保育所の増設についてのご質問であります。

認可保育所は、他の保育施設に比べて面積をはじめ、人件費など、運営にかかるコスト、保育士の処遇、全歳児にわたる定員設定のほか、保育環境の需給バランスに対する機動的な対応が難しいといった特性がございます。そのため、認可保育所だけではなく、スマート保育を中心に認可保育所もあわせて、保育施設のベストミックスを考え、対応にあたっていく所存であります。

次は、集会所の役割についてのご質問であります。

区民集会所は区内71か所に設置されておまして、区民が気軽に集える場として、町会・自

治会の会合や趣味のサークルの集まりなど、多くの区民に活用されております。また、火災で焼き出された被災者などの一時滞在場所としても利用されることもございます。このように、区民集会所は区民のコミュニティの醸成を目的とした区民に身近な施設として役割を担っておりまして、今後もその役割は変わらないものと考えます。

次は、集会所の削減はやめるべきであるのご質問であります。

区民集会所の設置に関しましては、高齢者や子どもでも歩いて行ける範囲として概ね半径500メートルに1か所を基準としてまいりました。しかし、現実的には、設置基準を超えて設置されているところもございます。今後、施設の改修や改築の時期を迎えるにあたりまして、その経費は大きな財政負担となることも見込まれております。このために、将来需要を見通した適正化に向けて施設の見直しに取り組むこととしたものでございます。

なお、見直しに際しましては、利用率だけで評価をすることなく、個々の施設特性や周辺施設の状態なども考慮に入れながら、公共施設等の整備に関するマスタープランの考え方に従いまして慎重に検討を進めてまいりたいと考えています。

次は、コミュニティバスについてのご質問であります。

コミュニティバスの新規路線の計画につきましては、現在、庁内検討会におきまして具体的な対象地域や運行車両、運行ルート、収支等について、その実現の可否も含めて検討を行っているところであります。

次は、駅のバリアフリーについてのご質問であります。

区内の鉄道駅のバリアフリー化につきましては、JR板橋駅を除きまして、エレベーター設置等によりワンルートの確保は完了しております。今後は、高齢者や障がい者のさらなる利便を図るために、2ルート目のエレベーター等の設置は必要であると認識をしております。駅のバリアフリー化につきましては、鉄道事業者の当然の責務であり、そのバリアフリー化の進捗状況の区民など利用者への報告や周知につきましても、第一義的には鉄道事業者が行うべきとも考えています。今後につきましては、エレベーター等の設置に関する進捗状況の利用者への定期的な周知につきましても、2ルート目のエレベーター設置等の必要性とともに、鉄道事業者に対して要請をしてまいりたいと考えています。

次は、区役所南館に関連をいたしまして、区民生活に影響しないという約束についてのご質問であります。

MSビルの借り上げ延長につきましては、生活保護世帯の予測を超えた急激な増加に対応して、板橋福祉事務所の必要な執務面積を確保するために行うものであります。南館建設工事費と南館改築に伴う北館改修工事費については、区民生活に影響しないよう特定財源を充当しております。南館改築事業を着実に進めまして、庁舎の防災拠点機能の強化、区民サービスの向上、環境配慮をしっかりと具体化し、実現をしてみたいと考えています。

次は、板橋福祉事務所の本庁配置についてのご質問であります。

板橋福祉事務所は、職員が増加をしております。広い面積の執務室が必要となっております。板橋福祉事務所を本庁舎内に取り込むためには、本庁機能を持つ複数の部署を外に出すことになることから、入れ替えは現実的ではないと考えています。板橋福祉事務所の配置につきましては、区民のセーフティネット機能を的確に果たせるよう、十分に配慮をしてみたいと考えています。

続いて、旧保健所の今後についてのご質問です。

旧保健所用地につきましては、今年度、跡地活用案を作成するための調査委託を実施しております。将来の行政需要を勘案し、民間事業者が整備する建物に区の財政負担を極力伴わない形において、区有スペースを一定程度確保することも含めて事業スキームを検討してまいりました。一方、旧保健所用地等を活用する際には、本庁舎北館はもとより、周辺の公共施設にもいづれ到来をします。大規模改修等の更新時期も視野に入れる必要があるかと思っております。例えば本庁舎周辺に分散をしております相談機能を有する施設の集約化や、児童相談所の区への移管も見据えた子ども家庭支援センターの移設など、効率的・効果的な活用案となるよう、それに応じた規模と経費も含めた整備手法を早急にまとめてまいりたいと考えています。

次に、住宅耐震化の抜本的促進に必要なことについてのご質問であります。

区では、大規模な震災等による木造住宅の倒壊などの被害を最小限にとどめるため、耐震性能が不足している建築物の所有者に耐震工事費用の一部を助成しております。しかし、個人所有の住宅の安全性を確保することは、基本的には所有者の努めであるため、補助率のアップや全額補助については現時点では考えていないところであります。ただし、工事費用につきましては、来年度から高齢者等に対して上限75万円を100万円に増額をし、より使いやすい制度に改善をしてみたいと考えています。

次に、災害対策基金の予防事業への活用についてのご質問であります。

災害対策基金の活用につきましては、区の条例によって、「災害による被害者の救済または復旧等の臨時的経費に充てるため」と規定がなされておりまして、原則として災害により板橋区が甚大な被害を受けたときなどの対応に要する経費への充当が優先されるべきものと考えます。平成26年度予算におきましても、防災関連事業につきましては、災害予防も含めて約9億3,000万円を重点配分しておりますし、災害対策基金を活用することなく、一般会計で十分な対応を図っているところであります。したがって、災害対策基金を災害予防に活用するための条例改正については、今のところ考えていないところでございます。

次は、復興増税の考え方と使い道についてのご質問であります。

国の東日本大震災に伴う復興増税の考え方は、復興期間を10年とし、特に復興需要の高まる平成23年度から27年度までの5年間を集中復興期間と位置づけ、被災地以外の自治体においても防災関連事業に積極的に取り組むべきこととしております。その財源としましては、平成26年度からの10年間に、市町村民税均等割の年額500円の増額により確保することとしておりまして、板橋区での増収見込額は10年間で12億6,000万円となっております。区の緊急的な防災対策の取り組み状況は、発災直後の平成23年度補正予算から26年度当初予算までの4年に予算ベースで約30億6,000万円となっております。具体的な活用事業名につきましては、予算の概要の中でお示ししてきたところでございます。

次は、災害時に役立つ公園改修、トイレの改修・増設についてのご質問であります。

公園の改修にあたりましては、いたばし未来創造プランに掲げたとおり、防災機能の充実やバリアフリー化を進め、安心・安全な環境を整備していく考えであります。また、公園・公衆トイレの改修にあたりましては、建物の地下にコンクリートのピットを設け、災害時にくみ取りトイレとして活用できるように配慮して整備を進めております。今後、公園・公衆トイレにつきましては、いたばし未来創造プランに掲げたとおり、改修計画を検討する中において、適正な配置もあわせて検討を進めてまいりたいと考えています。

次は、消費税増税による暮らしや中小企業への影響についてのご質問であります。

4月からの消費税増税は、物価の上昇や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動により、緩やかな回復が続いている景気に影響を与え、その影響は区民生活や中小企業へも及ぶものと考えます。国の「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる三本の矢の一層の取り組みにより、景気の回復基調の継続を期待するところでございます。

次は、消費税増税後のアンケート調査の実施についてのご質問であります。

増税後の区民生活につきましては、注意深く状況を見守ってまいりたいと考えています。区としてアンケート調査を実施する予定は、現在ございません。

次に、消費税増税と地方法人課税の見直しによる区財政への影響についてのご質問であります。

消費税率8%段階における地方消費税交付金の増収額と歳出負担増加額、及び法人住民税の一部国税化に伴う特別区交付金の減収見込額の差引影響額は、現時点におきましては、平成26年度は約2億円の増収、27年度が約16億円の増収、法人住民税の一部国税化による影響が平年度化する28年度は約2億円の増収になると見込んでおります。法人住民税の一部国税化によって、結果として消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、特別区交付金の減収によって相殺をされてしまうのではないかと危惧をしております。今後につきましては、消費税率10%の改定時期をめぐりまして、特別区区長会を通じまして、東京都も含めたオール東京でさらなる国税化の阻止に向けて、全力的に取り組んでまいりたいと考えています。

次は、プレミアム付き商品券発行助成についてのご質問であります。

今回の事業につきましては、17年ぶりとなる消費税率変更により消費者の買い控えによる区内商業への影響が懸念されることから、あくまでも臨時的に、消費喚起を目的に、板橋区商店街連合会が実施をする商品券発行に対し助成を行うものであります。したがって、当該補助事業の性質から、同様の補助事業を恒常的に行うことは考えておりません。

次は、工事作業員の賃金調査についてのご質問であります。

板橋区は、近年の労務単価や資材の高騰に対応するため、全体スライド条項の適用、国の要請を受けた特例の実施や最新の労務単価の適用等を行っております。元請け事業者には今後も下請け事業者等への適切な賃金の支払い等を要請してまいりたいと考えています。

次は、公契約条例の制定についてのご質問であります。

下請け事業者等への適正賃金の支払い等につきましては、今後も元請け事業者に要請を行っていく考えであります。公契約条例の制定については考えていないところであります。

次は、ホタルの飼育についてのご質問であります。

ホタルの飼育につきましては、夏のホタル特別公開などの時にホタルの卵を採取し、その後、幼虫として飼育、翌年の夏に羽化させてきたと担当職員から説明を受けております。今回、ホタル等生息実態調査を実施したところ、ゲンジボタルの幼虫が推定で23匹と極端に少ない状況でございました。このことにつきましては、現在、飼育担当職員本人からの聞き取りも含めて調査をしているところであります。

次に、福島県いわき市でのホタル放流についてのご質問であります。

福島県いわき市でのホタル放流につきましては、板橋区としての正式な依頼は受けてございません。また、ホタル生態環境館の担当者に確認をしましたが、板橋区のホタルを福島県いわき市に提供した事実はないとのことでした。

次は、全国のホタルを預かり、飼育をしていたことについてのご質問であります。

板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではございません。

次に、ホタル生態環境館が関わったかのごとく販売されている商品等についてのご質問であります。

板橋区ホタル生態環境館の運営目的は、ホタルとのふれあい体験を通して、生態系や生物多様性の大切さを理解し、区民の環境意識の向上に寄与することであり、いわき市へのホタルの放流や商品の開発、販売施設ではございません。商品販売など、これまで担当職員の個人的な活動が誤解を与えるケースがございまして、そのたびに注意を行ってまいりました。今回、このような事例が起こったことにつきましては大変残念であり、区とは無関係であることを区のホームページなどでお知らせをしているところであります。

最後のご質問であります。クロマルハナバチの販売についてのご質問であります。

クロマルハナバチの販売先として、書類等で確認できたものは、石川県能登町の財団法人能登町ふれあい公社でございます。まず、イノリー企画というボランティアの人たちがホタル生態環境館において女王蜂を交尾させ、その交尾を終えた女王蜂をふれあい公社に販売をするものであります。公社は、仕入れた女王蜂に働き蜂を生まれ、女王蜂とその働き蜂を小泉製麻株式会社が仕入れ、農家に販売をしたものであります。

ちようだいをしました質問に対する答弁は以上でございます。